

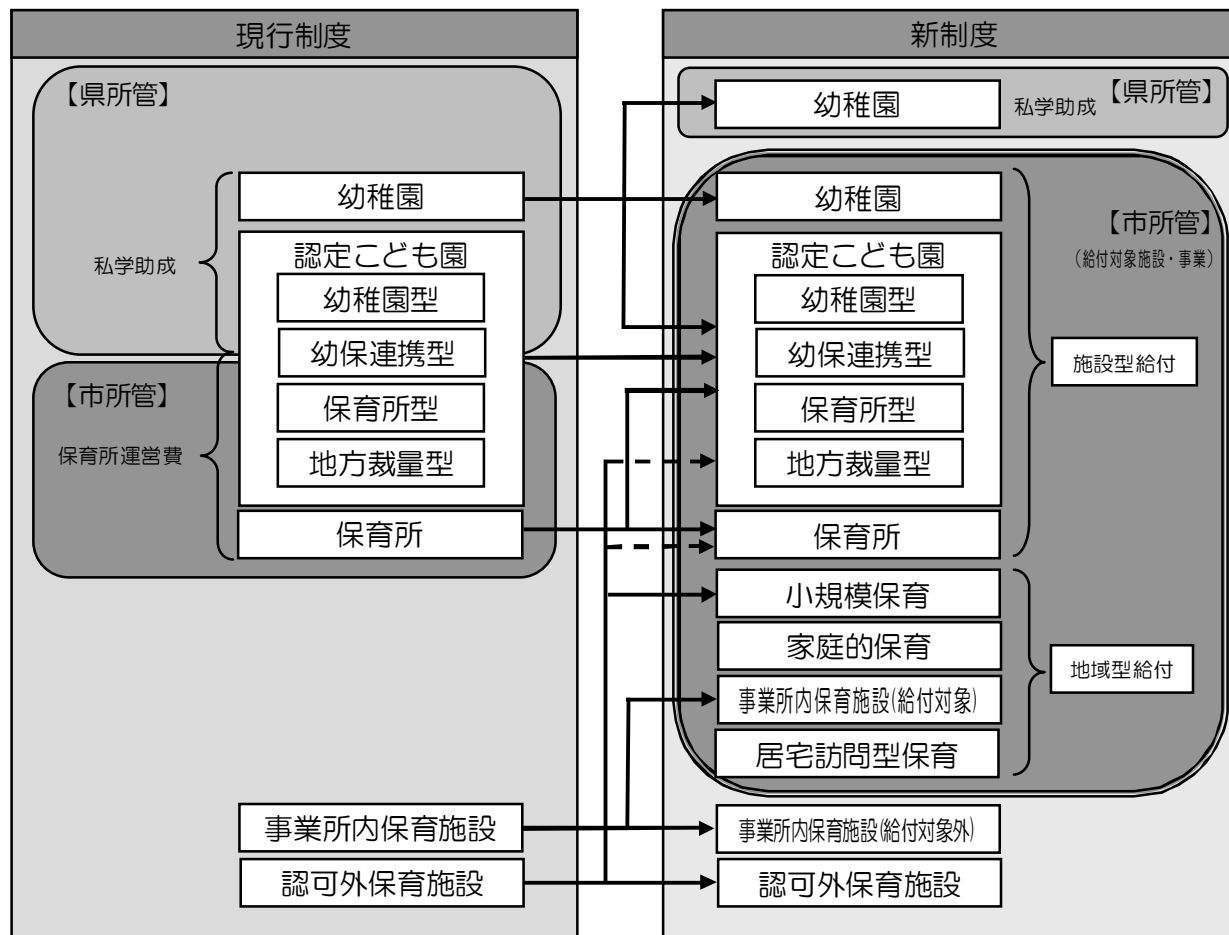
幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業の認可基準について

1. 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付		地域子ども・子育て支援事業
教育・保育給付	◇施設型給付 ・認定こども園 ・幼稚園 ・保育所	<ul style="list-style-type: none"> 利用者支援 地域子育て支援拠点事業 一時預かり 乳児家庭全戸訪問事業 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業 ファミリー・サポート・センター事業 子育て短期支援事業 延長保育事業 病児・病後児保育事業 放課後児童クラブ 妊婦健診 実費徴収に係る補足給付を行う事業 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
	◇地域型保育給付 ・小規模保育（利用定員6人以上19人以下） ・家庭的保育（利用定員5人以下） ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育	
現金給付	◇児童手当	

(2) 新制度における幼稚園・保育所等の方向性



(3) 施設・事業の認可と確認

施設・事業	認可		確認			
	根拠法	所管	根拠法	所管		
教育・保育施設	認定こども園	幼保連携型	認定こども園法	岡崎市	子ども・子育て支援法	岡崎市
		幼稚園型	幼稚園部分：学校教育法	愛知県		
		保育所型	保育所部分：児童福祉法	岡崎市		
	地方裁量型					
幼稚園		学校教育法	愛知県			
保育所		児童福祉法	岡崎市			
地域型保育事業	小規模保育		児童福祉法	岡崎市		
	家庭的保育		児童福祉法	岡崎市		
	居宅訪問型保育		児童福祉法	岡崎市		
	事業所内保育（※）		児童福祉法	岡崎市		

（※）当該事業所従業員のほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供することが必要。

■については、本市において認可基準の条例制定が必要。

(4) 施設・事業で設定可能な利用定員と認定区分

給付対象施設・事業	満3歳以上		満3歳未満
	1号認定	2号認定	3号認定
施設型	認定こども園	○※1	○※2
	幼稚園	○	—
	保育所	※3	○
地域型	小規模保育	※3	○
	家庭的保育	※3	○
	居宅訪問型保育	※3	○
	事業所内保育	※3	○

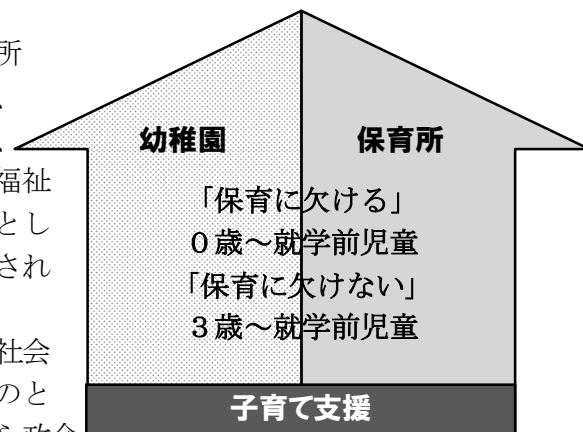
※1 幼保連携型は定員設定しないことも可、※2 定員設定しないことも可、※3 特例給付による利用あり

2. 幼保連携型認定こども園・地域型保育事業の概要

(1) 幼保連携型認定こども園とは

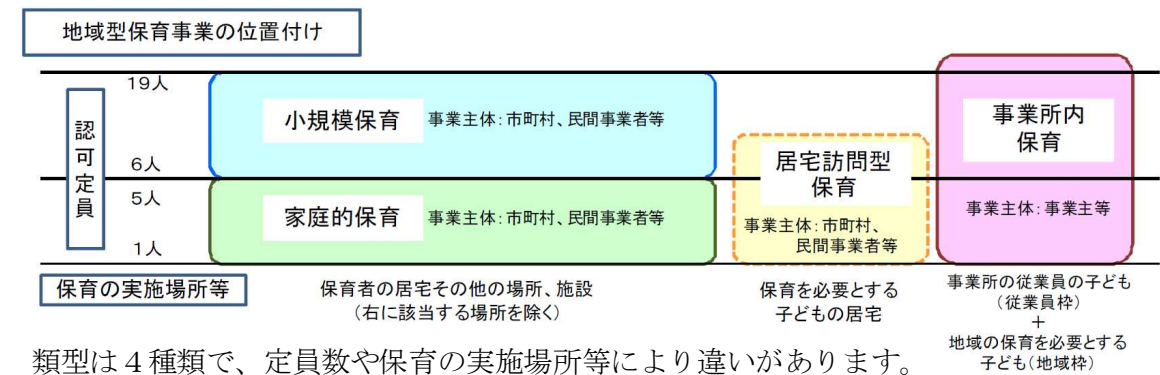
現行制度においては、認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすものですが、認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」として、新たな「幼保連携型認定こども園」が創設されます。

設置主体としては、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみとして、株式会社の参入はないものとしています。また、認可、指導監督権限が県から政令指定都市・中核市へ移譲され、岡崎市が認可し、指導監督することとなります。



(2) 地域型保育事業とは

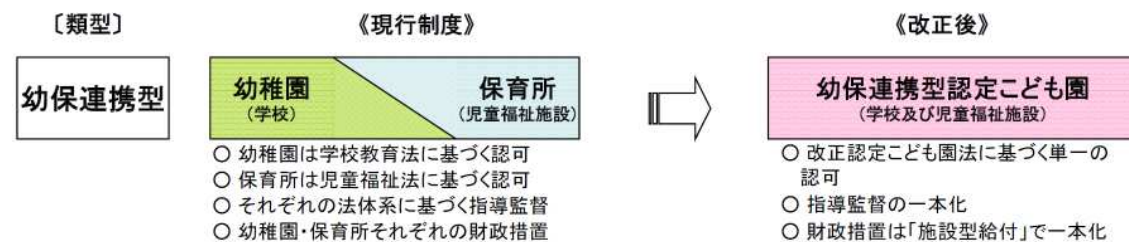
児童福祉法において児童福祉施設（同法第7条）として位置付けられている認可保育所とは法令上の位置付けが異なり、様々な場所で展開される事業になります。子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付に加え、地域型保育給付として、市町村による認可事業（地域型保育事業）として位置付けられています。



類型は4種類で、定員数や保育の実施場所等により違いがあります。

類型		規模	場所
小規模保育	A型	保育所分園に近い類型	利用定員6人以上19人以下 多様なスペース
	B型	A型、C型の中間的な類型	
	C型	家庭的保育に近い類型	
家庭的保育	少人数を対象にきめ細かな保育を実施	利用定員5人以下	家庭的保育者の居宅、その他様々なスペース
居宅訪問型保育	子どもの居宅において、きめ細かな保育を実施	1対1が基本	利用する保護者・子どもの居宅
事業所内保育	企業が主として従業員の子どもの保育を実施することに加え、地域の保育を必要とする子どもの保育を実施	様々 (数人～数十人程度)	事業所、その他様々なスペース

「子ども・子育て支援新制度」における認定こども園制度の改正



【参考】

認定こども園には、他にも地域の実情に応じて以下のような多様なタイプが認められることとなります。

型式	概要	法改正の主な内容
幼稚園型	認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ	<ul style="list-style-type: none"> 施設体系は現行維持 財政措置は「施設型給付」として一本化
保育所型	認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ	
地方裁量型	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ	

3. 認可基準の概要及び主な内容について

新たな幼保連携型認定こども園の認可基準及び地域型保育事業の認可基準は、国が定める基準（省令）を踏まえ、自治体が条例として策定することとなっています。
 なお、具体的基準（省令）は現在、国の子ども子育て会議において協議中です。

(1) 幼保連携型認定こども園

【概要】

- 学校かつ児童福祉施設たる「単一の施設」としての幼保連携認定こども園にふさわしい「単一の基準」とする。
- 新たな幼保連携型認定こども園の質を確保し向上させる観点から、現行の幼保連携型認定こども園に適用されている基準を基礎としたうえで、以下の方針で基準を策定する。

- ・ 幼稚園と保育所の基準の内容が異なる事項は高い水準を引き継ぐ。
- ・ 幼稚園と保育所のいずれかのみ適用がある事項は、学校かつ児童福祉施設としての性格に鑑み、両者の実務に支障のない形で引き継ぐ。
- ・ 認定こども園に特有の事項で幼稚園・保育所の基準に定めがない事項は、現行の認定こども園の基準を参考としつつ、基準として追加すべき内容を整理する。

- 職員配置等に関しては、給付等の公定価格や財源の確保との関連性が強い事柄であり、公定価格の議論において整理する。
- 既存施設（幼稚園、保育所、幼稚園型・保育所型認定こども園）から、新たな幼保連携型認定こども園へ移行する際の基準は、現在適正な運営が確保されている施設に限り、新たな基準に適合するよう努めることを前提として、既存施設からの現行の幼保連携型認定こども園に移行する場合に認められている幼稚園・保育所の基準の特例を下回らない特例制度を基本とする。

- ・ 既存施設の敷地面積や建物面積の関係から、事後的に基準を満たすことが容易ではない「設備」に関しては、質の確保に留意しつつ、既存施設の有効活用や円滑な移行に配慮し、既存施設からの移行特例を設ける。
- ・ 「設備」と異なり、物理的な制約がない「学級編成・職員」「運営」については、移行特例を設けない。

- 認定こども園法の改正により国が定める基準を踏まえ、都道府県・指定都市・中核市が条例で定めることとされている。

【認可基準の主な内容】

- 認可基準は、大きく「学級編成・職員」、「設備」、「運営」の項目となっており、主な内容は以下のとおりです。

項目	国基準対応方針案
職員配置基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育時間を含め、保育所と同様に職員配置基準を設定する。 ● 満3歳以上の子どもの学級には、職員配置基準以上の職員等により、専任の保育教諭を1人置かなければならないこととする。 ● 1学級の幼児数は35人以下を原則とする。
園舎保育室等の面積	<ul style="list-style-type: none"> ● 園舎の面積（満3歳未満の子どもに係る保育の用に供する部分を除く）は幼稚園の基準を満たすこと。 ● 各居室（乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室）の面積は、保育所基準を満たすこと。
食事の提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 食事の提供を求める子どもの範囲は、保育認定を受ける2号子ども・3号子どもとし、教育標準時間認定を受ける1号子どもへの食事の提供については、園の判断とする。 ● 食事の提供は、自園調理を原則とし、満3歳以上の子どもについては、現行の保育所における要件を満たす場合に限り、外部搬入を可とする。 ● 満3歳未満の子どもに対する食事の外部搬入は不可。 ● 食事の提供を求める子ども（2号子ども、3号子ども）に対しても、保護者が希望する場合や園の行事等の際には、弁当持参を認める弾力的な取扱いとする。

(2) 地域型保育事業

【概要】

- 地域型保育事業は、保育需要の増大に機動的に対応できるよう、客観的な認可基準に適合することを求め、
 - ①社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める。
 - ②その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需要調整が必要な場合を除き、市町村が認可するものとされている。
- 地域型保育事業の認可基準は、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例として策定する必要がある。

【認可基準の主な内容】

- 認可基準は、「職員数・資格要件」、「設備・面積」、「給食」、「耐火基準」「連携施設等」の項目となっており、主な内容は以下のとおりです。

項目	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内保育事業	居宅訪問型
		A型	B型	C型		
職員配置基準	【0～2歳児】 3：1 家庭的保育補助者を置く場合5：2	【0歳児】 3：1 【1・2歳児】 6：1+1名	【0歳児】 3：1 【1・2歳児】 6：1+1名	【0～2歳児】3：1 (補助者を置く場合、5：2)	【定員20名以上】 0歳児3：1、1・2歳児6：1 【定員19名以下】 0歳児3：1、1・2歳児6：1+1名	【0歳～2歳児】 1：1
保育室等の面積	保育を行う専用居室 1人3.3㎡以上	○0・1歳児 乳児室／ほふく室 1人3.3㎡以上 ○2歳児 保育室 1人1.98㎡以上	乳児室／ほふく室／保育室 1人3.3㎡以上	乳児室／ほふく室／保育室 1人3.3㎡以上	【定員20名以上】 ○0・1歳児 乳児室1人1.65㎡以上 ほふく室1人 3.3㎡以上 ○2歳児 保育室1人1.98㎡以上 【定員19名以下】 ○0・1歳児 乳児室／ほふく室 1人3.3㎡以上 ○2歳児 保育室 1人1.98㎡以上	—
連携施設	連携施設（保育所、幼稚園、認定こども園等）の設定が必要 ①内容の支援・・・給食に関する支援、嘱託医、合同保育、園庭開放等 ②卒園後の受け皿・・・3歳以降の受け皿の確保の為、連携施設において優先の利用枠を確保する				【定員19名以下】 連携施設の設定が必要 ① 保育内容の支援、②卒園後の受け皿	—

【参考】現行保育所基準

項目	国省令基準	本市条例基準
職員配置基準	○職員配置基準 0歳児は3人につき1人、1・2歳児は6人につき1人、3歳児は20人につき1人、4・5歳児は30人につき1人以上とする。	○職員配置基準 0歳児は3人につき1人、1歳児は4人につき1人、2歳児は5人につき1人、3歳児は18人につき1人、4・5歳児は30人につき1人以上とする。
乳児室／ほふく室の面積	○乳児室の面積基準 1人につき1.65㎡以上 ○ほふく室の面積基準 1人につき3.3㎡以上	○乳児室又はほふく室の面積基準 1人につき3.3㎡以上